

# 「企業等との産学連携活動に関するガイドライン」

令和7年7月1日

## ガイドライン策定にあたって

研究・産学連携推進機構 機構長 満田憲昭

愛媛大学は、卓越した研究力を通じて学術研究の発展と社会への貢献を目指すとともに、イノベーション創出にも積極的に取り組んでいます。特に、企業や研究機関との共同研究や受託研究は、社会課題の解決に直結する重要な活動であり、本学が「地域における知の拠点」として果たすべき役割を支える柱となっています。

こうした産学連携活動は、研究基盤の強化や挑戦的な研究を推進する上で不可欠です。そのため、活動内容に見合った適正な経費を確保することが重要であり、これを企業や関係機関にご理解いただくことで、研究の質を維持し、持続可能な連携を実現することが可能となります。他方、必要な経費を十分に確保できない場合、研究の質の低下を招くだけでなく、大学と企業双方に不利益をもたらす可能性があります。

こうしたことを踏まえ、産学連携活動における相互理解と効果的な協働を促進する指針として本ガイドラインを策定しました。大学と企業等がそれぞれの強みを活かし、研究の質をさらに高め、社会に新たな価値を創出するためには、計画的かつ継続的な対話が欠かせません。また、研究者の知的貢献を正当に評価し、意欲を持って研究に取り組める環境を整備することで、持続可能で実りある産学連携を目指します。

私たちは、研究者一人ひとりがその可能性を存分に発揮できる環境を整え、本学全体の研究力を向上させるとともに、企業や地域社会の皆様とともに未来を切り拓く価値を創造することを目指しています。本ガイドラインがその一助となることを願っています。

## 目 次

1. 産学連携について	1
2. 産学連携活動に伴う契約・制度等	3
3. 研究者の知的貢献への対価（知的財産権を除く）の計上について	6
4. 研究経費の積算	7
5. 産学協働講座について	8
6. 寄附講座について	8
7. 共同研究・受託研究を実施する前に	10
8. 共同研究における研究成果の取扱い	11

## 1. 産学連携について

共同研究・受託研究をはじめとする産学連携活動は、自由な発想に基づく研究の成果を社会へ橋渡しし、新たなイノベーションを生み出すための重要な手段です。大学が蓄積してきた様々な研究成果と、企業が持つ市場や顧客に関する深い知見が融合することで、新しい製品やサービスが生まれ、社会に新たな価値を提供することにつながります。また、共同研究・受託研究を通して、学生が最先端の研究に触れ、企業の課題解決に貢献することで、実践的なスキルを持った人材へと成長します。これは、イノベーションを牽引する人材育成に不可欠です。

### <メリット>

企業側：

- 大学が持つ専門的な技術や知識を有効活用し、自社に不足している技術や人材などのリソースを補うことができる。これにより、新しい技術の開発や新規事業の効率的な創出を通じて、社会に新しい製品やサービスを提供できる。
- 大学との協働を通じて、自社の人材育成や大学との人的ネットワークを構築できる。

大学側：

- 不足している人的・物的リソース（人的サポート、研究費、企業が所有するマテリアルなど）を得て研究を遂行できる。それにより、研究の質と規模を向上させて、より重要で影響力のある成果をもたらすことにつながる。
- 企業から得た市場ニーズに沿った適切な研究を行うことで、産業化への道筋をつけやすくなる。
- 企業との交流を通じて人材育成が可能になる。

### <課題>

共通：

- 研究に関わる組織の増加により、意思疎通の不足から進捗管理が滞り、意思決定に時間を要する可能性がある。
- 研究に関わるメンバー数の増加により、研究データの外部流出リスクが高まる。

企業：

- 大学側の成果や知財の整理が不十分であることが、企業の開発における障害となる可能性がある。

大学：

- 成果公表のタイミングに影響を与える可能性がある。
- 企業側の目的に影響され、本来の研究構想から逸脱したり、企業の都合により研究が中断されたりする可能性がある。

産学連携で生じる多くの課題は、①研究計画の曖昧さと、②研究進行中の意思疎通不足が主な原因です。大前提として、企業と大学は、使命、研究に対する考え方、組織文化において大きな差異があります。そのため、双方で円滑な共同研究・受託研究を進め、有意義な成果を創出するためには、以下の点に留意することが重要です。

- **研究開始前:**
  - **明確な目標設定:** 共通のビジョンと目標を持ち、具体的な出口イメージを双方で共有する。
  - **役割分担の明確化:** それぞれの責任、作業内容、プロセス、マイルストーンを明確にする。
- **研究遂行中:**
  - **定期的な進捗報告:** 定期的に進捗状況を共有し、必要に応じて計画を修正する。
  - **密なコミュニケーション:** メール、電話、対面など、様々な手段を活用し、チーム内で円滑なコミュニケーションを図る。
- **研究終了後:**
  - **成果の評価:** 研究成果を報告書としてまとめ、その評価を行うことで、今後の研究に活かす。必要に応じて、特許出願を行う。
  - **共同発表:** 学術論文、学会発表など、成果を広く発信する。

## 2. 産学連携活動に伴う契約・制度等

### 共同研究契約

本学の研究者と企業等の研究者が対等な立場で、共通の課題に対して共同研究を行うために締結する契約です。原則として、研究費の納付が必要です。共同研究で得られた成果は、本学と相手方の双方に帰属します。ただし、共同研究以外で得られた成果は、それぞれに単独帰属します。

#### ＜共同研究員＞

共同研究契約に基づき、共同研究を行う相手方企業などの在職研究者を本学に受け入れ、共同で研究を進める制度です。共同研究員による大学内の施設利用が可能になります。

#### ＜産学協働講座＞

企業等からの共同研究経費により講座を大学内に設置し、教育研究活動の一層の充実と社会貢献を図る制度です。詳しくは、P. 8 「5. 産学協働講座について」を参照してください。

### 受託研究契約

相手方からの委託を受け、本学の研究者が単独で研究を行うための契約です。この契約によって得られた成果は、原則として本学に単独帰属します。

#### ＜受託研究員＞

受託研究契約に基づき、企業等から研究者や技術者を受け入れ、「研究員」として大学院レベルの研究指導を行う制度です。

### 学術指導

共同研究契約等では実施困難であった研究にはあたらない調査・試験の実施や技術指導、コンサルティング等について、従来の兼業のように勤務時間外ではなく、大学の本務として勤務時間内に実施するものです。事前に本学のコーディネーターと相談を行うことが必要ですが、簡易な手続きで始めることが可能です。詳しくは、産学連携推進本部にご相談ください。

### 秘密保持契約（NDA）

秘密情報（未公開の研究情報を含む）を共有する際に締結する契約です。この契約に基づき、相手方には費用負担は発生しません。共同研究の可能性を探るために相互に情報を共有するため、秘匿情報を定義し、秘密情報の扱いを定める契約です。実際に共同研究を行うことになった場合は、共同研究契約の締結が必要となります。

### 有体成果物移転契約（MTA）

有体成果物（物質や試料など）の提供または受領の際に締結する契約です。この契約は提供自体を目的としたものであり、費用が発生する場合であっても、その費用は成果物そのものに対する対価に限られます。共同研究の可能性を探るために研究成果物を提供する場合に、成果物の扱いを定める契約です。共同で研究を進めることになった場合は、共同研究契約を締結する必要があります。

## **寄附金**

学術研究の助成や教育研究の奨励のために個人または企業・団体からいただくもので、目的や学部・学科・研究者を指定することができます。寄附金は基本的に「見返りを伴わない」ものであり、寄附金を用いて研究を実施した場合、寄附者に対して簡単な成果報告を行う程度は認められます。ただし、成果を寄附者のみに還元することは「見返り」と見なされるため、研究成果等の供与、還元を希望される、あるいは想定される場合は、共同研究や受託研究の契約が必要です。また、共同研究の相手方から寄附金を受け入れる場合は、共同研究費と寄附金のそれぞれの使途を明確にし、共同研究のためだけに使用する経費に寄附金を充てないようにしてください。

※学生（留学生含む）への教育活動支援、教育研究環境の整備などへの寄附は、「愛媛大学基金」となります。

## **<寄附講座>**

企業等からの寄附を有効に活用して大学内に講座を設置し、教育研究の豊富化・活性化を図る制度です。詳しくは、P.8 「6. 寄附講座について」を参照してください。

## **※注意事項：兼業**

上述の活動はすべて大学職員としての「本務」として行うのですが、「本務」以外で従事する産学連携活動は「兼業」となります。兼業を行う場合は、学内規則で定められた許可基準に従い、事前に許可を得る必要があります。

## **<参考：研究契約の流れ（共同研究・受託研究の場合）>**

- ① 企業担当者と研究代表者で協議
  - ・ 企業担当者との協議で、研究内容と目標を明確にする
  - ・ 研究計画を検討する：期間内に実施する研究項目、研究担当者、使用する研究設備等（相互で実施する内容と大学で実施する内容を明確に）
  - ・ 研究を進めるために必要となる研究経費：謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費等を計上する
  - ・ 間接経費、共同研究員費について説明し、合意を得る：研究経費の決定→共同研究申込書に記載
- ② 共同/受託研究申込書の提出→所属部局事務→研究・産学連携課契約・知財チーム
- ③ 受入決定：契約・知財チームから企業担当者及び研究代表者・所属部局事務へ
- ④ 契約内容の協議：契約・知財チームと企業担当者
- ⑤ 契約手続き・契約締結
- ⑥ 共同/受託研究経費の納付
- ⑦ 研究の開始  
(終了後) 研究成果報告書の提出

※共同/受託研究の手続き等については、まずは所属部局の外部資金担当者までお問い合わせください。

**<参考：共同研究・受託研究・学術指導の違い>**

事項	共同研究	受託研究	学術指導
定義	企業等と共同で研究を実施	企業等から委託を受けて研究を実施	企業等からの依頼を受け、専門知識に基づいて技術的・学術的な助言や指導を提供
目的	双方の技術や知見を活用して、新しい技術や知見を創出	委託者が指定したテーマや課題について研究成果を提供	委託者の課題解決や技術向上に対する指導・評価・試作等の技術指導や、事業に関するコンサルティング
研究内容の決定	双方が協議して決定	委託者がテーマや内容を指定	企業等からの依頼による
研究開始日	契約締結後に設定する研究期間の開始日から		申込み時に設定する指導期間の開始日から
会計年度	大学の会計年度（3月末日）を超えて研究期間を設定することが可能		原則、大学の会計年度（3月末日）
知的財産権の帰属	【単独発明】 大学帰属 【共同発明】 企業等と大学が共有	大学帰属	助言・指導のため、基本的に知的財産権の発生は想定されない

### 3. 研究者の知的貢献への対価（知的財産権を除く）の計上について

本学では、研究者個人が、大学院などの修学を出発点とし、その後の研究活動を通じて多大な労力や費用を投じて蓄積してきた「知」（学術的知見・経験・技術・データ・ノウハウ等の無形資産を含む）を、価値創出の源泉と捉えています。そのため、当該「知」の価値を共同研究・受託研究に充當していただくために、「知」の価値に見合った対価として、研究者本人と企業等の合意のもと、共同研究・受託研究の直接経費に「学術貢献費（PI等人事費）」を計上することを推奨します。

※研究者の有する「知」の価値づけは、文部科学省、経済産業省の「产学研官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」で推奨されたものです。

※「学術貢献費（PI等人事費）」として計上した経費は、研究者本人の人事費や、研究に集中できる環境整備等に充當されます。

#### <学術貢献費（PI等人事費）>

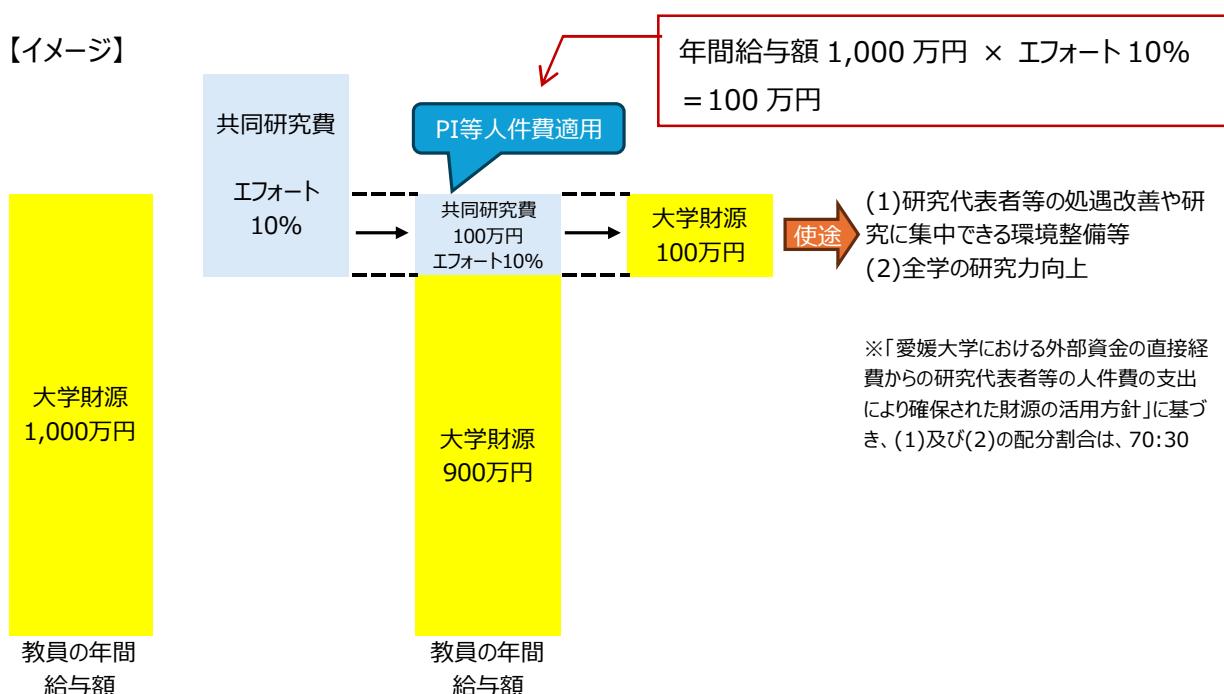
本学では、研究者自身の待遇改善、研究に集中できる環境整備等による研究者のパフォーマンス向上のため、「PI等人事費活用制度」があります。この制度を活用することにより、共同研究・受託研究の直接経費に「学術貢献費（PI等人事費）」を計上することが可能です。

学術貢献費（PI等人事費）の上限額は、研究者の年間給与額に、年間を通じて研究プロジェクトに従事するエフォート（全仕事時間 100%に対する研究プロジェクトの実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額又は企業等が定める上限額のいずれか低い額となります。

※計上した学術貢献費（PI等人事費）を使って、研究課題の実施に支障のないよう留意しつつ、研究者に研究代表者等特別手当又は研究に集中できる環境整備等に支出することが可能です。ただし、社会通念上、直接経費総額に対するその割合が高くなりすぎないよう、十分に注意してください。

※PI等人事費活用制度についての詳細は、各部局総務チームにご相談ください。

#### 【イメージ】



#### 4. 研究経費の積算

直接経費	研究支援者（研究補助員等）の人物費、謝金、旅費、消耗品等の経費、学術貢献費（PI 等人物費）
間接経費	直接経費 100 に対して間接経費 30（合計 130） ※研究費の出資元が国からの補助金等の政府系の公募型研究資金の場合は、免除もしくは減額する場合があります。
共同研究員費	共同研究の場合で、企業等から研究者派遣があるときの受入費用 6ヶ月につき 220,000 円／人
研究経費	上記の合計

##### ＜注意事項①：間接経費の最低金額の導入について＞

共同研究・受託研究の契約締結および実施に際しては、契約手続きや資金管理など、多岐にわたる業務が発生します。これらの業務を円滑に遂行するためには、専門スタッフの時間と労力が不可欠であり、大学としても一定のコストを負担することになります。このような背景を踏まえ、共同研究および受託研究に係る間接経費については、直接経費が 30 万円以下の場合、一律で 9 万円を徴収することとします。  
※ただし、企業側から提供されるリソース等が大学に対して間接経費に代わる十分なメリットをもたらすと判断される場合に限り、学長の承認を得て、当該間接経費を免除または一部免除することが可能です。

##### ＜注意事項②：物価高騰を踏まえた経費の適正化について＞

昨今の物価上昇により、大学全体として、研究に充当できる金額が減少している状況にあります。特に、実験機器や試薬、研究用消耗品などの価格上昇が顕著であり、これまでと同様の研究活動を維持することが困難になってきています。物価上昇による費用増については、共同研究・受託研究の経費に反映されていない事例も多く、大学の運営費により負担している状況です。当該研究に必要となる経費を、物価上昇を考慮しつつ、より慎重かつ適切に見積もっていく必要があります。

##### ＜推奨事項：直接経費への研究支援者的人物費の計上について＞

共同研究・受託研究による成果創出に向けて、直接経費に研究支援者（研究補助員、リサーチアシスタント等）の人物費を計上することを推奨します。研究代表者に加えて、大学院生や研究員がチームとして研究に参画することで、研究成果の創出に向けてより強固な体制で研究を推進することが可能になります。また、研究計画策定の場や進捗報告会に、研究支援者を可能な範囲で同席させることで、大学院生等が研究開発の考え方や進め方などを学ぶ機会となります。

## 5. 産学協働講座について

企業等から経費や人材等を受け入れ産学協働の講座を大学に設置し、教育研究活動の一層の充実と社会貢献を図るものです。

### <制度概要>

目的：企業等からの共同研究経費により産学協働講座・産学協働部門を設置し、もって教育研究の進展及び充実に資すること。

名称：研究の内容を示す名称を付す。企業等の名称も可。

期間：2～5年（更新可）

受入先：各部局

    産学協働講座 → 講座として教育研究を実施

    産学協働部門 → 研究部門として研究を実施

経費：直接経費（人件費、施設使用料、消耗品費等）+ 間接経費（直接経費の30%）

知的財産：原則共有

メリット：

- ・ 研究活動から生じた知的財産は、原則共有（発明の貢献度による）となります。（寄附講座では大学帰属）
- ・ 大学と企業等の研究者同士の日常的な協働によって、企業等の中長期的な研究開発戦略に沿った確実な研究成果が期待できます。
- ・ 教員の配置、研究場所の確保により、従来と比較して安定した研究基盤が構築され、着実な共同研究の実施が可能となります。
- ・ ポスドクや学生を置くことも可能であり、多様な社会課題にも対応する人材育成も実施できます。

## 6. 寄附講座について

企業等からの寄附を有効に活用するため大学内に講座を設置し、教育研究の豊富化・活性化を図るものです。

### <制度概要>

目的：奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、本学の主体性の下に設置及び運営し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資すること。

名称：教育研究の内容を示す名称を付す。企業等の名称も可。

受入先：各部局

    寄附講座 → 講座として教育研究を実施

    寄附研究部門 → 研究部門として研究を実施

経費：人件費、施設使用料、消耗品費等

知的財産：大学帰属

**<参考：産学協働講座・寄附講座の違い>**

	産学協働講座	寄附講座
<b>主な活動</b>	教育研究	教育研究
<b>経費</b>	共同研究費	寄附金
税制上の優遇措置	要件を満たした場合、特別試験研究費税額控除制度の適用を受けることができます。	法人の場合は全額「損金」に算入できます。
<b>運営形態</b>	特定の部局に講座を設置し運営	特定の部局に講座を設置し運営
<b>知的財産権の帰属</b>	持ち分は発明の貢献度による	大学帰属
<b>間接経費</b>	あり（30%）	なし

## 7. 共同研究・受託研究を実施する前に

＜学生を参画させる場合の注意＞

### ■ 学生の参画可否に関する相談

共同研究・受託研究に学生を参画させることは、先進的研究に従事させるという貴重な教育機会を与えることに繋がりますが、研究テーマによっては、学生の参画を相手先から制限されることがあります。

学生を参画させてよいか、参画にあたって何らかの制限があるかなど、事前に相手先と相談してください。その際、相手先において、現場の研究者と契約部門との間で見解が異なる例もありますので、可能であれば、契約部門の見解も確認してもらうことをおすすめします。

### ■ 秘密保持同意書

参加する学生には必ず秘密保持同意書への署名を求め、研究・产学連携課の契約・知財チームに提出してください。その際、学生に対して内容を十分に説明し、納得したうえで同意を得るようお願いします。

＜利益相反・利益供与について＞

共同研究等の产学連携活動は大学の社会貢献の一環ですが、一方で企業等と経済的利害関係を持つことになるため、適切に実施されていないと、大学の教育・研究活動に悪影響を与えるとの指摘を受けかねません。产学連携活動を行った場合には、年1回（原則5月）に、自己申告書を管理委員会に提出してください。（自己申告書の提出については、事務連絡用掲示板[EU\_BBS]で周知されます）

＜共同研究の相手方から寄附金を受け入れる場合の注意＞

共同研究費と寄附金のそれぞれの使途を明確にし、共同研究のためだけに使用する経費に寄附金を充てないようにしてください。また、相手方から、研究成果等の供与、還元を希望される、あるいは想定される場合は、寄附金ではなく、必ず共同研究や受託研究をご利用ください。

＜相手先が外国法人等の場合の注意＞

相手先が外国の法人等の場合、安全保障輸出管理の審査が必要になりますので、「事前確認シート（共同研究・受託研究等受入用）」を提出してください。

#### 【事前確認シートの提出先】

城北：各部局総務チーム、樽味：農学部事務課総務チーム、重信：研究協力課

契約の相手先が日本の法人等であっても、研究成果が外国の法人等（親会社、関連会社等）と共有されることが契約書に明記されていれば、同様に審査が必要になります。内容によっては経済産業大臣への許可申請が必要になることもありますので、余裕をもって提出してください。

## **8. 共同研究における研究成果の取扱い**

### **① 研究成果の帰属**

研究成果は、双方それぞれが有する技術を用いて共同で生み出されるものですので、原則として本学と相手方企業の共有となります。研究成果のうち知的財産権に係る発明については、発明への貢献度により権利の持分を決定することとなります。なお、相手方研究者の関与なしに、かつ、相手方から提供された秘密情報に依ることなく単独で創出した発明については、単独発明として、当該当事者が単独で所有し、単独出願することができます。

### **② 研究成果の使用（実施）について**

本学は研究成果を使用し、自ら商品化あるいは事業化することができません（＝収益を上げることができません）。そのため、研究成果の使用を希望される企業に対しては、本学の知的貢献に係る対価として、共同研究経費とは別に、研究成果の使用（実施）の対価のお支払いをお願いしております。

### **③ 「出願前譲渡」「共同出願」について**

#### **<出願前譲渡>**

共同研究に基づき本学と企業が共同して知的財産権が創出された場合は、本学の知的財産権の持分を出願前に有償で企業に譲渡することを推奨します。これにより、企業は、知的財産権を単独で保有できるため、これが共同研究を実施する一つの要因となり、共同研究の件数・金額の増加につながることが期待されます。出願前譲渡の対価は、愛媛大学知的財産権規程に基づき所定の割合が発明者に報酬として配分されます。

#### **<共同出願>**

企業が大学との共同出願を希望する場合は、本学が自ら商品化又は事業化することができない（＝収益を得る手立てがない）ことから、（i）権利化費用負担（ii）不実施補償（iii）権利化や維持は企業の判断で実施の3つの条件を企業に同意していただいた上で、共同して出願します。これにより、企業には費用等をご負担いただくことになりますが、企業の判断で発明をコントールすることが可能となるため、商品化又は事業化の促進が期待されます。

### **④ 不実施補償について**

相手方企業が共同研究に基づく知的財産権を実施し収益を上げた場合は、本学が自ら商品化又は事業化することができない（＝収益を得る手立てがない）こと、及び当該知的財産権に対する本学の知的貢献を斟酌いただき、相手方企業から本学に収益の一部を還元（不実施補償）いただきたいと考えます。不実施補償の対価は、愛媛大学知的財産権規程に基づき所定の割合が発明者に報酬として配分されます。

## ⑤ 研究成果の公表について

### ■ 学会発表等

特許出願を行うためには、発明の新規性が重要となります（特許法第29条第1項）。特許の出願以前にその内容の一部または全部について公表（学会発表、論文投稿、ホームページ公開、守秘義務を負わない不特定の者が出入りする卒業論文等の公聴会など）を行ってしまうと、発明の新規性が失われ、特許を受けることができなくなるという事態が生じます。このため、発表時期については、相手方企業と事前によく協議しておくことが大事です。

なお、学会等で公表した場合は、公表日から1年以内に発明の新規性喪失の例外規定による出願を行えば特許取得できる場合があります。しかしながら、第三者が同じ発明を独自に発明して先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができません。権利化を予定している共同研究等の成果について公表を行う場合は、事前に知的財産本部にご相談ください。

### ■ 学生の就職活動と秘密保持

就職活動の面接で研究内容を説明する場合には、秘密情報の管理に注意してください。特に研究テーマが他企業との共同研究である場合、共同研究契約の秘密保持条項に抵触する可能性があります。就職活動において研究内容説明を行う場合は、事前に、相手先企業、担当の教員、学生で発表できる範囲について話し合っておくことが必要です。

## 企業等との産学連携活動に関するガイドラインに関する Q&A

Q：教員人件費相当分について、算出根拠の明確化が必要ではないか。また、文科省の制度に準拠していることを明示すべきではないでしょうか。

A：文部科学省・経済産業省が平成 28 年 11 月に策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」では、産学連携における費用負担の適正化として、共同研究実施におけるコスト計算の見直しを行い、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されています。また、令和 2 年 6 月に発出された同ガイドラインの追補版では、産学官連携における費用負担の適正化の観点から、連携により得られる「価値」への投資についても産業界に求めることが新たに示されています。

また、優秀な研究者が安心して自らの研究に打ち込める研究環境の整備が不可欠であることから、令和 2 年 10 月 9 日に国の関係府省が発出した「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の 人件費の支出について」では、競争的研究費において、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人 の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としています。現在も関係府省等が連携し、対象事業の拡大を進めています。

こうした背景を踏まえて、本学では PI 等人件費制度を、国等からの競争的研究費のほか、共同研究や受託研究にも適用し、研究担当者の関与時間に応じた人件費を、直接経費として算定可能とする制度を導入しています。PI 等人件費として計上した経費は、研究者本人の人件費や、研究に集中できる環境整備等に充当されます。（PI 等人件費の算出方法については、別紙 1 参照）

共同研究や受託研究に従事する研究者の研究力は、大学にとって極めて重要な資産です。研究担当者の研究時間に対する適切な対価を算定・反映する仕組みの整備は、産学連携の質的向上に資するものであり、必要不可欠であると考えております。関係者の皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解のうえ、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q：直接経費 1,000 万円以上の場合、間接経費の上限を設けることについても検討すべきではないでしょうか。

A：直接経費が 1,000 万円を超えるような大規模プロジェクトでは、高額機器の調達、研究費の管理、研究設備の使用や研究環境の維持管理などに係るコストが大幅に増加し、それに伴って必要とされる間接経費も増大します。このような事情を踏まえ、間接経費の上限設定については、今後の運用状況や他機関の動向等を注視しながら、慎重に検討してまいります。

なお、先行大学を調査したところ、間接経費の上限設定を撤廃したことになった事例もありました。

Q：間接経費 最低金額 9 万円の算定根拠は何ですか。

A：共同研究の実施にあたって必要となる管理的経費（契約処理、水道光熱費、設備の保守費等）について試算を行った結果、直接経費が 0 円の場合でも、管理的経費は 1 件あたり 90,732 円となりました。このように、管理的業務には一定のコストがかかるため、最低限の間接経費として 9 万円を設定させていただきます。（管理的経費の考え方は他大学の基準等も参考にしています）

Q：共同研究・受託研究で間接経費の最低金額を適用するのは、どのような場合ですか？

A：直接経費0円～30万円の新規契約・変更契約に対して、間接経費の最低金額9万円を適用します。ただし、以下に該当する場合には、間接経費の最低金額を減額あるいは免除します。

- 相手先の企業側から提供されるリソース等が大学にとって十分なメリットをもたらすと判断された場合  
→ 直接経費 0 円～30万円の契約であっても、従来通り、間接経費を直接経費の30%とします。

※この場合は、学長の承認が必要です。受入部局の長が、理由書を作成してください。

- 直接経費の措置を伴わない期間延長のみの変更契約で、延長理由が本学都合の場合

- 担当者変更のみの軽微な変更契約の場合

- 相手先が国等の公的機関であり、間接経費の措置がない場合

- 競争的研究費により実施される研究で、間接経費の措置がない場合

→ 間接経費を免除します。

Q：共同研究・受託研究で間接経費の最低金額を適用するのはいつからですか？

A：規則改正の手続き、周知期間などを考慮し、令和8年4月1日付けの契約から適用します。

Q：共同研究費を積算することが難しいので、積算例を示してはどうですか？

A：研究費の積算モデルを作成することとします。（現時点のモデル案は別紙2参照）

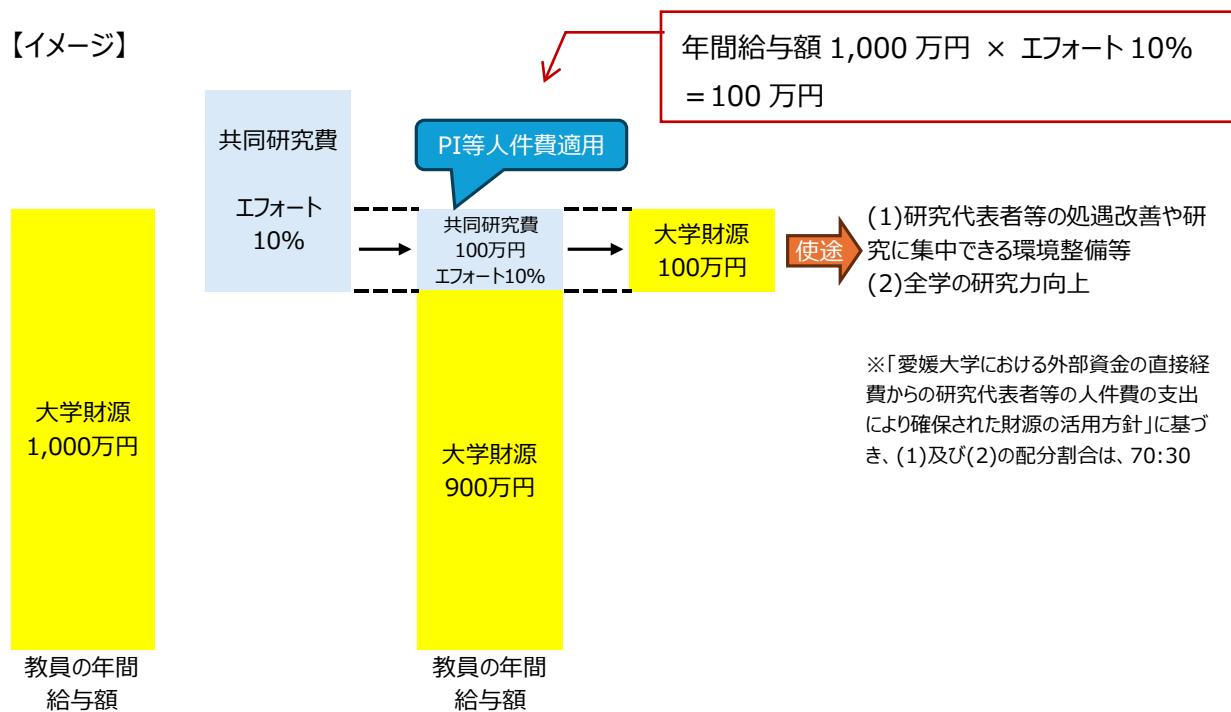
## 別紙1

### <PI等人件費の算出方法>

研究者の年間給与額に、年間を通じて研究プロジェクトに従事するエフォート（全仕事時間

100%に対する研究プロジェクトの実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額

※愛媛大学における外部資金の直接経費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱要項第6条<次頁参照>



# 愛媛大学における外部資金の直接経費からの研究代表者等の人事費の支出により確保された財源の活用に関する取扱要項

（令和4年5月18日）  
（学長裁定）

## （趣旨）

第1条 この要項は、愛媛大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費、受託研究費及び共同研究費（以下「外部資金」という。）の直接経費からの当該外部資金の研究代表者または研究分担者（以下「PI等」という。）の人事費（以下「PI等人件費」という。）の支出及びこれにより確保された財源を活用する制度（以下「PI等人件費活用制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 PI等人件費活用制度の取扱いは、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人事費の支出について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合せ）」、当該競争的研究費の配分機関が定める方針又は公募要項等（以下「配分機関の要項等」という。）及び受託研究費又は共同研究費の契約書等（以下「契約書等」）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

## （目的）

第2条 この要項は、PI等人件費活用制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、PI等自身の待遇改善、研究に集中できる環境整備等によるPI等の研究パフォーマンス向上及び愛媛大学研究活性化事業の実施による本学の研究力強化に資することを目的とする。

## （対象事業）

第3条 対象となる事業は、配分機関の要項等又は契約書等において、PI等人件費活用制度の対象とされているものとする。

## （対象者）

第4条 対象となる教員は、外部資金による研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）のPI等でかつ国立大学法人愛媛大学運営費交付金取扱要項（平成17年3月22日役員会決定）第2条第3号に定める期間進行基準を適用する運営費交付金のほか使途に制限のない資金を財源に雇用されている者とする。

2 PI等人件費活用制度の利用にあたっては、直接経費にPI等の人事費を計上することについて、PI等本人が希望していなければならない。

## （活用方針）

第5条 PI等人件費活用制度の利用により確保された財源の活用に関し必要な事項は別に定める。

### （PI等人件費の支出上限額）

第6条 PI等人件費の支出上限額は、PI等の年間給与額に、年間を通じて研究プロジェクトに従事するエフォート（PI等の全仕事時間 100%に対する研究プロジェクトの実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額又は配分機関が定める上限額のいずれか低い額とする。

## （申請手続）

第7条 応募時に、PI等人件費の計上を求められている競争的研究費によるPI等人件費活用制

度の利用を希望するPI等は、PI等人事費活用制度利用申請書(様式1)により、所属する部局等の長(以下「部局長」という。)を通じ、事前に学長に承認を得なければならない。

- 2 前項により承認を受け、採択された競争的研究費又は前項による承認を得ていない外部資金によるPI等人事費活用制度の利用を希望するPI等は、PI等人事費活用制度利用申請書(様式2)により、部局長を通じ、学長に事前に承認を得なければならない。
- 3 学長は、第1項又は第2項の申請を受けたときは、承認の可否を決定し、PI等人事費活用制度利用承認通知書(様式3)により、部局長を通じ、PI等に通知するものとする。  
(変更手続)

第8条 PI等は、前条第3項により承認を受けた内容を変更しようとする場合は、PI等人事費活用制度利用変更申請書(様式4)により、部局長を通じ、事前に学長承認を得なければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、承認の可否を決定し、PI等人事費活用制度利用変更承認通知書(様式5)により、部局長を通じ、PI等に通知するものとする。

(エフォート管理)

第9条 PI等は、PI等人事費活用制度の利用期間が6か月を超える場合は、利用開始から6か月経過後、部局長が指定する日までに、研究プロジェクトに係る従事状況報告書(様式6)を、部局長を通じ、学長に提出しなければならない。

- 2 PI等は、PI等人事費活用制度の利用期間が終了したときは、部局長が指定する日までに、研究プロジェクトに係るエフォート報告書(様式7)を、部局長を通じ、学長に提出しなければならない。

(エフォートの確保)

第10条 部局長は、PI等が研究プロジェクトに係るエフォートを確保できるよう、部局等内の業務を軽減するための措置を講じるものとする。

(報告)

第11条 学長は、PI等人事費活用制度の利用により確保された財源の活用実績について、翌年度の6月末までに、PI等へ報告するものとする。

- 2 学長は、PI等人事費活用制度の利用により確保された財源の活用実績について、翌年度の6月末までに配分機関へ報告するとともに、本学ホームページにて公表するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、PI等人事費活用制度の利用に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は、令和4年5月18日から施行する。

愛媛大学における外部資金の直接経費からの研究代表者等の人事費の支出により確保された財源の活用方針

（令和4年5月18日  
学長裁定）

1.目標

直接経費から人事費を支出した研究代表者等(PI等)の処遇改善、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備及び全学の研究力の向上を図る。

2.目標を達成するための経費の使途

(1) 直接経費から人事費を支出したPI等のための使途

- ①PI等への研究代表者等特別手当の支給
- ②研究支援体制強化及び研究時間確保のためのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタント、研究補助員及び技術補佐員等の雇用経費の支援
- ③共用設備利用料や共用スペース利用料の一部もしくは全額補助
- ④当該研究からスピノーアウトした研究への研究費の支援
- ⑤その他学長が認めたもの

(2) 全学的な研究力向上のための使途

- ①愛媛大学研究活性化事業実施要項に定める事業の財源
- ②その他学長が認めたもの

3.配分割合

前項(1)及び(2)における経費の配分割合は70:30とする。

4.執行にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得したPI等が研究の着実な遂行のため判断するものであり、外部資金の直接経費からPI等の人事費を支出するにあたっては、PI等の希望に基づくものとし、本学が強制するものではない。
- (2) 人事給与マネジメントの改善等と一体的な実施により、目標の達成に向け、戦略的・実効的に取り組むものとする。
- (3) 本活用方針は、本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 別紙2

### 研究費の積算モデル（案）

#### 1. 目的

本資料は、研究規模に応じた研究費の積算例を示すものです。モデルA（小規模型）、モデルB（標準型）、モデルC（発展型）、モデルD（組織型）の4つのモデルを基に、研究活動の規模に応じた費用を算出しています。共同研究等の研究費を積算する際、各モデルの中から、研究の規模や目的に合ったものを選定した上で、選定したモデルを参考にしながら具体的な予算計画を立てて、研究計画を立案してください。

#### ＜各モデルの概要＞

モデル	概要
モデル A：小規模型	研究規模が小さい、または初期段階の研究向けである。
モデル B：標準型	適切な人員と予算で安定的に研究を進められるモデル。研究支援者のサポートが増える。
モデル C：発展型	高額な研究機器や試薬を使用し、広範な実験や多回数の調査を実施する大規模な研究。より高度な分析や外部機関との協力を活用。
モデル D：組織型	大学内に「産学協働講座」を設置し、企業等との中長期的な連携によって、研究と人材育成を行う。

#### 2. 研究規模別費用モデル

※学術貢献費（PI等人事費）は、教授（年間給与額1,000万円）を例としている。

#### ■モデルA：小規模型（直接経費100万円）

費目	金額（円）	内容
学術貢献費（PI等人事費）	500,000	年間給与額1,000万円×エフォート5%
人件費（研究支援者）	0	
備品費	0	
旅費	200,000	現地調査・企業打合せ（2～3回想定）
消耗品費	200,000	調査機材、実験材料等
その他	100,000	諸謝金、資料印刷等
直接経費計	1,000,000	
間接経費（30%）	300,000	
合計	1,300,000	

■モデルB：標準型（直接経費 300万円）

費目	金額（円）	内容
学術貢献費（PI等人事費）	1,000,000	年間給与額 1,000万円 × エフォート 10%
人件費（研究支援者）	300,000	修士1名 × 月額 10万円 × 3ヶ月（調査補助・分析支援）
備品費	500,000	測定機器、PC等
旅費	500,000	現地調査・学会出席・企業打合せ（5～6回想定）
消耗品費	600,000	実験材料、データ解析用ソフト等
その他	100,000	成果発表会・資料作成等
直接経費計	3,000,000	
間接経費（30%）	900,000	
合計	3,900,000	

■モデルC：発展型（直接経費 500万円）

費目	金額（円）	内容
学術貢献費（PI等人事費）	1,000,000	年間給与額 1,000万円 × エフォート 10%
人件費（研究支援者）	600,000	修士1名 × 月額 12万円 × 5ヶ月（調査補助・実験サポート）
備品費	1,400,000	高性能PC、分析機器等
旅費	600,000	出張、学会、現地調査・打合せ等（5～8回想定）
消耗品費	800,000	高価な材料、試薬等
その他	600,000	測定委託等 成果発表会、報告書作成・印刷等
直接経費計	5,000,000	
間接経費（30%）	1,500,000	
合計	6,500,000	

■モデル D：組織型（直接経費 2,000 万円）※产学研協働講座

費目	金額（円）	内容
学術貢献費（PI 等人件費）	2,000,000	年間給与額 1,000 万円 × エフォート 10% × 2名 ※本学兼任教員 2 名分
人件費（教員：特定准教授）	8,000,000	企業から派遣
人件費（研究支援者）	2,600,000	研究補助員 1 名
備品費	2,500,000	高性能 PC、分析機器等
旅費	1,000,000	海外現地調査、打合せ等
消耗品費	800,000	材料、試薬等
施設利用料	2,500,000	施設利用料、光熱費（E.U. Innovation Commons バイオラボ・研究員室）
その他	600,000	成果報告会、報告書作成
直接経費計	20,000,000	
間接経費（30%）	6,000,000	
合計	26,000,000	